

令和 3 年地方分権改革に関する提案について

令和 3 年 9 月 1 日 全国町村会

【提案団体数】

	令和 2 年		令和 3 年	
	都道府県	46	15.9%	47
市区町村	232	80.3%	197	78.5%
うち、市区	169	58.5%	141	56.2%
うち、町村	63	21.8%	56	22.3%
全国的連合組織等	11	3.8%	7	2.8%
合 計	289	-	251	-

※九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にもそれぞれ計上。

【提案件数】

	令和 2 年		令和 3 年		重点事項	
	都道府県	142	54.8%	120	54.5%	34
市区町村	162	62.5%	150	68.2%	36	63.2%
うち、市区	134	51.7%	124	56.4%	36	63.2%
うち、町村	28	10.8%	26	11.8%	8	14.0%
全国的連合組織等	70	27.0%	54	24.5%	14	24.6%
合 計	259	-	220	-	57	-

※共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

【重点事項と位置付けられた提案に係る本会意見】

重点 番号	管理 番号	提案区分	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
4	158	B 地方に対する 規制緩和	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、 神河町 、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市(小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、 全国町村会)	市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。	市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえて検討していくものと考えている。 【全国町村会意見】 計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
5	186 190	B 地方に対する 規制緩和	さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会(陸前高田市、山形市、前橋市、朝霞市、八王子市、三鷹市、横浜市、高山市、関市、寝屋川市、羽野野市、生駒市、広島市、 府中町 、松山市、宇和島市、久留米市、大村市、荒尾市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市)	要介護・要支援認定有効期間の新規申請及び区分変更申請における期間の見直し	高齢者人口の増加に伴う要介護認定申請件数の増加に対応するため、要介護・要支援認定有効期間について、新規申請及び区分変更申請における期間を原則12か月とするともに、上限を24か月に延長することを求める。	要介護認定は、要介護者等に必要なサービスを適切に提供するに当たっての前提となるものであり、要介護・要支援認定の有効期間に係る検討は、要介護者等のサービス利用に影響が生じないよう、データに基づき行うことが必要であると考えている。 業務簡素化の観点から、要介護度の変化の状況等に関するデータに基づき、要介護・要支援更新認定の有効期間についてはこれまでも見直しを行っており、令和3年度からは、認定審査会が判定した被保険者の要介護・要支援状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護・要支援認定に係る要介護・要支援状態区分と同一である場合等には、その有効期間の上限を36か月から48か月に延長した。一方、新規・区分変更申請の有効期間については、新規・区分変更申請を受けた者について、要介護度等の変更があった者が6か月後では約2割であったのに対し、12か月後には約6割であったというデータに基づき見直しを行っていない。 以上を踏まえると、新規・区分変更申請の有効期間の延長については慎重に対応する必要があると考えているが、令和3年度の見直し後の状況や新規申請・区分変更申請に係るデータを改めて把握することとしたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
	187	B 地方に対する 規制緩和	さいたま市(山形市、ひたちなか市、前橋市、江戸川区、八王子市、三鷹市、横浜市、相模原市、関市、寝屋川市、広島市、 府中町 、下関市、久留米市、宮崎市、枕崎市、南さつま市、南九州市)	介護認定審査会を簡素化して実施する場合における通知の省略	介護認定審査会を簡素化して実施する場合に、事前に審査会から包括的同意を得ることにより、審査会への通知を省略できるよう制度改正を行うこと。	介護認定審査会は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者から構成され、委員による総合的な判断の下、認知症等の状況など個別の事情等も勘案し、一次判定の結果の修正を含めて、要介護度等について最終的に判定する主体であり、介護保険法に基づき、市町村は介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき要介護認定等を行うこととしていることから、介護認定審査会自体を省略することは困難である。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重し、事務負担の軽減を求める。
6	31	B 地方に対する 規制緩和	高岡市(苫小牧市、陸前高田市、須賀川市、所沢市、佐久市、関市、大阪市、寝屋川市、生駒市、広島市、三原市、 府中町 、松山市)	介護保険負担限度額認定証の認定期間の見直し	介護保険負担限度額認定証の認定期間を1年から2年以上とするなど期間を延長することで申請手続及び介護保険負担限度額認定証の交付事務の簡略化を図り、申請者の課税要件については、引き続き年度ごとに確認ができるよう制度の見直しを図ること。 併せて、期間中に預貯金等の資産に大幅な変化があり、対象でなくなった場合等の申し出の必須化及び明確化するよう見直しを図ること。	介護保険の特定入所者介護サービス費(いわゆる補足給付)においては、低所得者向けの福祉的な給付として、基本的な受給要件について、市町村民税世帯非課税であることや預貯金等の額が一定以下であることを定めている。このうち、市町村民税非課税に該当するか否かの判定は年に1度行われることから、適正な給付事務の執行の観点から、「介護保険制度における利用者負担等の事務処理の取扱いについて」(令和3年7月5日付け老介発0705第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)において、負担限度額認定証の有効期限は1年としている。 また、預貯金等要件の判定にあたっては、同通知において、 ・預金通帳の写し等の提出については、施設への継続入所中の場合には必ずしも毎年の添付まで求めなくてよいこと ・金融機関に対する預貯金額の照会については、全件実施ではなく、個別に疑義がある場合などに実施すること など、申請者及び保険者における負担軽減に係る取扱いをお示しているところである。 その上で、同通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることも踏まえ、預貯金等の変動により給付の対象外となるケースの実態や負担限度額認定証の有効期限を延長した場合の過誤調整事務の発生見込み等について把握しつつ、国としての更なる対応の要否について検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 事務負担の軽減に向け、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案区分	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
7	217	B 地方に対する 規制緩和	鳥取県、中国地方知事会、滋賀県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪府、堺市(北海道、茨城県、横浜市、山梨県、長野県、寝屋川市、岡山県、 府中町 、宮崎県、鹿児島県)	管理栄養士による居宅療養管理指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局に勤務する管理栄養士」についても居宅療養管理指導の実施を可能とすること。	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導は、在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものを対象としており、計画的な医学管理の一環として、計画的な医学管理を行う主治医の指示に基づき、疾病治療の直接手段として医師から食事箋が発行される特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対する栄養管理に係る情報提供や指導、助言を実施することが求められている。</p> <p>そのため、医師の配置が求められていない薬局である指定居宅療養管理指導事業所においては、主治医の指示を踏まえ、計画的な医学管理の一環として行われるべき上記のような栄養管理の実施が困難であることから、薬局である指定居宅療養管理指導事業所について、当該薬局の管理栄養士が居宅療養管理指導を行った場合に居宅療養管理指導費を算定することは認められていない。</p> <p>なお、令和3年度介護報酬改定によって、管理栄養士による居宅療養管理指導の推進を図るため、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所と連携し、当該事業所以外の医療機関や介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行うことが可能となっている。この仕組みを活用することにより、医師の配置がない薬局の管理栄養士が、上記の栄養ケア・ステーションに登録することで、居宅療養管理指導を実施することを可能としたところであり、ご提案の内容についてはこれにより実現が可能である。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
13	157	B 地方に対する 規制緩和	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、 神河町 、和歌山県、鳥取県、徳島県(北海道、仙台市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、寝屋川市、広島市、宇和島市、大牟田市、五島市、宮崎県、 全国町村会)	都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	<p>障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えられている。</p> <p>他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。</p> <p>以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。</p> <p>【全国町村会意見】 一層の事務負担軽減につなげるため、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
14	216	B 地方に対する 規制緩和	苫小牧市(陸前高田市、郡山市、神奈川県、 府中町 、香川県、宇和島市、久留米市)	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	<p>介護保険事業計画の記載事項のうち、6年を一期として定めるべきとの御提案にあるサービス提供体制の確保や日常生活支援・介護予防・重度化防止等に関する事項については、介護保険の保険者機能の中核をなす極めて重要なものである。こうした取組の成果については、3年を一期として定めるサービス見込み量や保険料にも当然反映されるものであり、同じく3年を一期とする事業期間内において、PDCAサイクルを十分に発揮して対応していただく必要があると考えている。</p> <p>こうした観点から、国としても保険者の介護保険事業計画に基づき取組のPDCAサイクルについて、保険者機能強化推進交付金等(令和3年度予算額400億円)を活用して支援している。</p> <p>加えて、高齢化が急速に進む状況において、地域の多様な状況を反映して機動的な対応を行うことや、取組結果の分析・検証を踏まえて速やかに改善を行うためには、3年という現行の計画期間が望ましいものであると考えている。(例えば、介護保険制度における給付費や受給者の推移をみると、6か年(平成24年～30年)では20%近く増加しており、計画期間を長期にするほど時機を得た対応を行うことが困難となると考えられる。)</p> <p>国としては、引き続き計画策定業務の負担が軽減されるよう、計画策定に用いる地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や計画に係るマニュアルの作成・研修などに引き続き取り組んでまいりたい。</p> <p>【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。</p>

重点 番号	管理 番号	提案区分	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
22	1	B 地方に対する 規制緩和	紫波町、川越市(盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市)	農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化	教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。	農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体等の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
26	144	B 地方に対する 規制緩和	兵庫県(北海道、郡山市、滋賀県、姫路市、明石市、郡山市、宝塚市、高砂市、淡路市、たつの市、佐用町、鳥取県、香川県、高知県、宇土市、小林市、沖縄県)	地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し	地域公共交通分野に関し個別の事務ごとに法令で別の協議会等を設置することは、地方公共団体の総合的な政策決定を損なう恐れがあること及び事務の効率化の観点から、以下を求める。 ①地域公共交通分野に係る各協議会等を活性化協議会に一元化することを可能とすること(地域協議会と地域公共交通会議の権限を、活性化協議会で行うことを可能とする) ②上記にあわせ一元化する活性化協議会の構成員については、市町村が主宰する場合は都道府県を、都道府県が主宰する場合は市町村を入れることとすること	①ご提案のような状況に対応するため、令和2年11月に、地域の実情を踏まえた地方の裁量により、地域公共交通会議や地域協議会を活性化協議会として位置付けることが可能である旨を示す通知を发出し、各協議会を一元化することができる旨お示しているところ(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について(令和2年国総地第84号)」)。 ②現行制度下においても、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第5条第1項において、都道府県が地域公共交通計画を作成しようとする場合、当該都道府県の区域内の市町村と共同して地域公共交通計画を作成することとなるため、同法第6条第2項第1号により、協議会の構成員には共同で作成する市町村が含まれることとなる。 また、同法第6条第2項第3号により、市町村が地域公共交通計画を作成しようとする場合、協議会の構成員につき、市町村が必要と認めれば都道府県を追加することは可能であり、市町村の裁量により、議論の内容に応じて都道府県の参画可能な制度としている。一方、法令で都道府県を構成員として加えることを一律で義務付けることは、市町村の裁量や自主性を狭めてしまうのではないかと懸念される。 【全国町村会意見】 協議会等の一元化について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令改正を含め適切な対応を求める。
28	213	B 地方に対する 規制緩和	那須塩原市、さくら市、高根沢町(那須烏山市、芳賀町、壬生町、那須町、下呂市、相模原市、新潟県、浜松市、熊本市、延岡市、鹿児島市)	市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者(市町村議会議員)の議決機関である議会の議決を求めているところである(第96条の4において読み替えて準用する第87条の5)。 一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされているが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされている(法第87条の5及び法第91条第4項において準用する第90条第7項)。 以上のことから、事業実施主体の特性により手続の違いを設けているところであるが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法令の見直しを視野に入れた適切な対応を求める。
29	212	B 地方に対する 規制緩和	那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町(盛岡市、小山市、大田原市、下野市、上三川町、壬生町、那須町、渋谷区、三浦市、福井市、中野市、半田市、豊田市、草津市、京都府、たつの市、奈良県、広島市、宇和島市、宮崎県)	地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。	筆界の調査は、地籍調査作業規程準則第30条1項において、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとしてされており、所有者等の確認のみをもって筆界の調査を行うものではない。 昨年6月に地籍調査作業規程準則を改正し、同第7条の2に地籍調査の実施主体が登記官に対し助言を求めることができる規定を新設したほか、昨年9月には、筆界の調査等に当たって法務局が必要な協力を行う旨、国交省から地籍調査担当部に、法務省から法務局にそれぞれ通知したところであり、引き続き、連携して地籍調査の円滑化を図ってまいりたい。 ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、筆界の調査方法について、国交省と法務省とが連携して、法務省の担当官を講師とする地籍調査担当への研修の充実や手引の作成等を検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案区分	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
32	155	B 地方に対する 規制緩和	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、 神河町、佐用町 、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合(北海道、宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、宝塚市、高松市、高知県、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、 全国町村会)	地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	【回答】管理番号1331に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。 一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。 【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。 総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。 一方、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。 すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である(同法5条15項、13条1項)。 ②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。 交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。 実施計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。 なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。 ③その他 地方公共団体の事務負担軽減を図るため、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。 【全国町村会意見】 交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。 複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。 また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。 国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。

重点 番号	管理 番号	提案区分	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
32	156	B 地方に対する 規制緩和	兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、 神河町、佐用町 、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合(北海道、宮城県、仙台市、柏市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、高松市、久留米市、長崎県、大分県、延岡市、 全国町村会)	地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化	地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。	<p>【回答】管理番号133に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。</p> <p>一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。</p> <p>【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。</p> <p>総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。</p> <p>一方、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。</p> <p>すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である(同法5条15項、13条1項)。</p> <p>②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。</p> <p>交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。</p> <p>実施計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。</p> <p>なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。</p> <p>③その他</p> <p>地方公共団体の事務負担軽減を図るため、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。</p> <p>【全国町村会意見】</p> <p>交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。</p> <p>複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。</p> <p>また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。</p> <p>国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。</p>

重点 番号	管理 番号	提案区分	提案団体 (追加共同提案団体)	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
32	161	B 地方に対する 規制緩和	徳島県、愛媛県、高知県(宮城県、 柏市、横浜市、川崎市、山梨県、長 野県、浜松市、名古屋市、半田市、 西尾市、田原市、京都府、京都市、 城陽市、兵庫県、鳥取県、鳴門市、 美馬市、 上板町 、 つるぎ町 、高松 市、長崎県、熊本市、宮崎県、延岡 市)	地域再生計画認 定手続きの見直 し	地方創生推進交付金の交付申請の 前提となる地域再生計画の策定につ いて、推進交付金実施計画の提出時 期と時期とずらすなど、負担の緩和を 図ること。	【回答】提案のご趣旨を踏まえ、令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方 の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。 【補足】 まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体 からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒し し、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いた だきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決 定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解い ただきたい。 年度当初滞りなく事業を開始できるよう、年度末に再生計画の認定を行っているが、2,000件弱の計画の認定に係る審 査と並行して、地域再生法5条第17項に基づく認定に当たっての関係各府庁との協議、交付金担当との調整を行っ ており、また内閣総理大臣の認定を行うために必要な決裁手続を踏む必要があることから、申請から認定までタイトなス ケジュールとなっていることにご理解いただきたい。 【全国町村会意見】 一層の事務負担緩和のため、提案団体の意見を踏まえて適切な対応を求める。
33	204	B 地方に対する 規制緩和	愛媛県、今治市、新居浜市、西条 市、大洲市、西予市、 上島町 、 久万 高原町 、 内子町 、 鬼北町 、 愛南町 (秋田県、奈良県、松山市、福岡 県、宮崎県)	地方版消費者基 本計画の位置付 けの明確化及び 地方版消費者基 本計画と都道府 県消費者教育推 進計画等を統合 して策定できる ことの明確化等	地方版消費者基本計画の位置付け の明確化。 加えて、地方版消費者基本計画と都 道府県消費者教育推進計画等を統 合して策定できることを明確化し、か つ、消費者基本計画と消費者教育の 推進に関する基本的な方針の計画期 間を一致させることで、地方において 計画を統合して作成しやすくするこ と。	(1. について) 地域の人口減少や国・地方公共団体における厳しい財政状況などの制約のなか、消費者行政の強化を着実に進める に当たっては、地方公共団体において、財源の確保も含めて、計画的に取組を進めることが重要であり、有識者懇談 会の議論を経て策定した「地方消費者行政強化作戦2020」(令和2年4月)において、地域版の消費者基本計画(いわ ゆる地方版消費者基本計画)の策定を目標の一つとして明示し、その取組を消費者庁として支援することとしたところ である。 同強化作戦に記載のとおり、「各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者 基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが『期待される』」ものであり、「消費者庁は、地方消費者行政が 自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意」と明記するなど、地方 公共団体の自主性にも配慮している。 地方消費者行政が自治事務であるところ、地方版消費者基本計画の策定の有無や内容、形式は地方公共団体の判 断に委ねられるところであるが、消費者庁としては、引き続き、地方公共団体の自主性に配慮しつつ、積極的な取組を 支援してまいりたい。 (2. について) 消費者教育推進計画については、消費者教育の推進に関する法律第10条の規定により、都道府県、市町村が策定に 努めることとなっている努力義務規定であり、地方版消費者基本計画と一本化して策定することは妨げられていない。 実際に消費者教育推進計画を策定いただいている地方公共団体においては、一本化している事例も多くあるところ。 地方版消費者基本計画及び消費者教育推進計画の対象期間については、法令上、特段規定されていないところ、国 の消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致していなくても、各地域の実態を踏 まえ、例えば両計画の計画期間を揃えたり、両計画を一本化して策定いただくなど、柔軟に両計画を策定・改定するこ とは可能である(現に両計画を一本化して策定している地方公共団体の事例もあるところ。))。 以上のことから、消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間が一致していないことが 地方公共団体にとって支障となっているとは考えていないが、今後、地方公共団体において両計画の策定・改定が円 滑に行われるよう、対象期間の一致も含め検討してまいりたい。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分尊重し、提案が実現されるよう、積極的な検討を求める。

令和3年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全国町村会

- ・ 町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。
- ・ 技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。また、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無を考慮せずに新たな計画の策定や専任職員の配置等を全国一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

- ・既存の計画策定等の規定については法令上の対応を基本とする見直しを進め、計画策定の義務付けの廃止、他計画による代替・一体的策定、策定手続きの簡素化や計画期間の延長等の計画策定に係る提案を実現すると共に、新たな計画の増加を抑止する仕組みを設けること。
- ・町村に対する調査・照会には、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合などの見直しを行うこと。また、真に必要な調査・照会についても、回答様式の統一・共通化や、既知の基礎的情報の入力を要さない回答様式にするなど、町村現場の負担とならないよう配慮すること。